

○農林水産省告示第千三百七十一号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の付表第二十五の規定に基づき、平成九年三月十日農林水産省告示第千三百五十四号（アメリカ合衆国産ゴールデンデリシヤス種及びレッドデリシヤス種のりんごの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十三年十月十二日

農林水産大臣 武部 勤

一中「ガラ種、グラニースミス種、ゴールデンデリシヤス種、ジョナゴールド種、ふじ種、ブレイバーン種及びレッドデリシヤス種の」を削る。

四の（一）中「二時間」を削り、同（二）のウ及びエを次のように改める。

ウ くん蒸時間は、二時間以上とすること。

エ くん蒸施設内の臭化メチルの濃度をグラム毎立方メートルで表した数値とくん蒸時間数との積は、八十五・五以上とすること。

四の（二）に次のように加える。

オ 包装してくん蒸を行う場合にあつては、十分な通気性を有すること。

四の（三）を同（四）とし、同（二）の次に次のように加える。

（三） ガラ種、グラニースミス種、ゴールデンデリシヤス種、ジョナゴールド種、ふじ種、ブレイバーン種及びレッドデリシヤス種のりんごの生果実のくん蒸を行う場合にあつては、次の要件を満たすことをもつて（二）の要件に代えることができる。

ア 臭化メチルの薬量は、くん蒸施設の内容積一立方メートル当たり五十六グラムとすること。

イ 果実温度は、十度以上とすること。

ウ くん蒸時間は、二時間とすること。

エ 一回に処理する生果実の量は、容積比で施設の内容積の五十・九パーセントを超えないこと。

オ くん蒸は、未包装の状態で行うこと。